

名称：「香水容器立体商標」事件（審決取消訴訟事件）

知財高裁第4部：平成22年（行ケ）第10386号 判決日：平成23年4月21日

判決：請求棄却

商標法第3条第1項第3号、商標法第3条第2項

キーワード：立体商標、容器の形状、自他商品識別力

#### [概要]

審決では、本願立体商標は商標法第3条第1項第3号に該当し、使用による識別力の獲得も認められないので拒絶され、この審決の取り消しを求める事案。

#### [商標の構成]

上端に行くほど径が小さくなる細長い透明の中空の円錐柱の上端に当該透明の中空の円錐柱と連続する円錐柱状の金属製の口部を設け、当該口部に球状のつまみの付いた金属製の蓋がはまる。

指定商品・・・洗濯用漂白剤その他の洗濯用剤、清浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤、美容製品、せっけん、香料類及び香水類、精油、化粧品、ヘアローション、歯磨き

#### [争点]

取消事由1：商標法第3条第1項第3号に該当するとした判断の誤り

取消事由2：商標法第3条第2項に該当しないとした判断の誤り

#### [当裁判所の判断]

##### 1. 取消事由1について

##### [判示事項]

商品及び商品の包装の形状は、多くの場合、商品等に期待される機能をより効果的に発揮させたり、商品等の美感をより優れたものとする等の目的で選択されるものであって、直ちに商品の出所を表示し、自他商品を識別する標識として用いられるものではない。

商品等の形状は、文字、図形、記号等により平面的に表示される標章とは異なり、商品の機能や美感を際立たせるために選択されたものと認識する。

客観的に見て、商品等の機能又は美感に資することを目的として採用されると認められる商品等の形状は、特段の事情のない限り、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当する。

同種の商品等について、機能又は美感に資することを目的とする形状の選択であると予測し得る範囲のものであれば、当該形状が特徴を有していたとしても、同号に該当する。

##### [本願商標]

本件審決時点で、縦に細長く、容器の部分は円錐形で、その上部にある蓋の頂上に、ボール状のつまみがあるものが複数存在する。本願商標と酷似する形状のものも存在する。

⇒ 機能又は美感に資することを目的として採用されたもの。機能又は美感に資することを目的とする形状と予測し得る範囲のものであるから、商品等の形状を普通に用いられる方法で使用する標章のみからなる商標として、商標法3条1項3号に該当する。

##### 2. 取消事由2について

##### [判示事項]

立体的形状からなる商標が使用により自他商品識別力を獲得したかどうかは、

- ①当該商標の形状及び当該形状に類似した他の商品等の存否
- ②当該商標が使用された期間、商品の販売数量、広告宣伝がされた期間及び規模等の使用の事情

を総合考慮して判断する。

原則として、出願に係る商標と実質的に同一であり、指定商品に属する商品であることを要する。出願商標と立体的形状のわずかな相違は認められることはある。

[本願商標]

ア. 商標の形状

本願商標は、需要者において予測可能な範囲内のものというべきである。

→しかも、縦に細長く、容器の部分は円錐形で、その上部にある蓋の頂上に、ボール状のつまみがあるものが複数存在する。本願商標と酷似する形状のものも存在する。

イ. 使用の実情

ブランド(イッセイミヤケ)、販売開始時(平成4年)、香水の売上高、雑誌紹介(15年の間に少なくとも70回)、本願商標とは僅かな相違はあるが実質的に同一などを考慮。

ウ. 本願商標に係る香水が、一定期間一定程度売り上げられ、雑誌等に掲載されたとしても、その立体的形状がシンプルで、特異性が見いだせず、類似の形状の香水も複数存在し、酷似する形状の香水すら存在することに照らすと、本願商標の立体的形状が、独立して自他商品識別力を獲得するに至っているとまではいえない。

指定商品の同一性について・・・しかも、本願の指定商品には、香水とは必ずしも取引者や需要者が一致するとはいえない「洗濯用漂白剤その他の洗濯用剤、清浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤」等の商品をも含まれている。

[コメント]

商標法第3条第1項第3号及び第3条第2項についての裁判所の判示事項は、コココーラ立体商標の場合と概ね同一である。デザイン的に優れていても(意匠登録可能であっても)、立体商標として登録できるとは限らない点に要注意である。本件は、デザイン的に特異性がなく、酷似する形状も存在することも含め、同日判決の第10366号とは異なり、逆の結果となった。指定商品の中には香水とは取引者や需要者が一致するとはいえないものが含まれており、これも同日判決の第10366号とは異なり、逆の判断となった。